

こまえチャイルドライン会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は名称を こまえチャイルドライン とする。

第2条 事務所

本会は主たる事務所を狛江市内に置く。

第3条 目的

本会は、電話を通して子どもに寄り添い、子どもの声を傾聴し、子ども自らが、自分と向き合い問題を解決できるように支援することを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 子どもからの電話「こまえチャイルドライン」の設置および運営事業
- (2) 電話の「受け手」、「支え手」、の養成事業
- (3) 本会の活動を推進するための広報・啓発事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 種別

本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない。

第6条 入会

正会員は、別に定める入会申込書を代表役員に提出し、代表役員の承認を得て会員になるものとする。代表役員は否決する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 協賛会員は、本会の目的に賛同し会費を納入することにより会員になることが出来る。

第7条 会費

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第8条 会員資格の喪失

会員が次の各号に該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、督促に応じないとき
- (4) 除名をされたとき

第9条 退会

会員は、別に定める退会届を代表役員に提出して任意に退会することができる。

第10条 除名

本会の名誉を毀損し、また本会の目的に反する行為をしたときは、総会の決議を持って除名することができる。この場合には当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 会費の不返還

すでに納入した会費は、その理由を問わず返還しない。

第3章 役員

第12条 種別及び定数

本会に次の役員を置く。

- (1) 役員3名以上10名以内
 - (2) 監事1名
2. 役員のうち1名を代表、2名を副代表、1名を事務局長、1名を会計、とする。
 3. 監事は役員会での議決権を有しないものとする。

第13条 選任等

第12条第1項に定める役員は総会において選任する。

2. 代表、副代表、事務局長、会計、は役員の互選により決定する。

第14条 職務

代表は、この団体を代表し、その業務を総括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、代表、副代表を補佐し役員会の議決に基づく執行業務を統括する。
4. 会計は、本会の経費管理を行う。
5. 役員は、役員会を構成し、会則の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。
6. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 役員の実務執行の状況を監査すること
 - (2) この会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前項の監査結果で会則、法令に違反する重大な事実を発見した場合には、総会または役員会に報告すること

第15条 任期

役員の実務執行の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 途中選任役員の実務執行の任期は現任者の残期間とする。

第16条 解任

役員は、次の各号に該当する場合は、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

第17条 種別

本会の会議は、総会および役員会の2種とする。

2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第18条 総会の構成

総会は、正会員により構成され、半数の参加をもって成立する。また、書面による表決者及び代理人による表決者も出席したものとみなす。

2. 通常総会の議長は代表役員の実務執行の指名する役員が当たる。臨時総会の場合は、出席した正会員から選出する。

第19条 総会の権限

総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 本会の会則に定めるものおよび会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) その他役員会が必要と認める重要事項

第20条 総会の開催

定期総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に代表役員が召集する。召集通知は開催日の1週間前までに発信しなければならない。

2. 臨時総会は、以下のいずれかに該当したとき開催する。
 - (1) 役員会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的を書面で要求があったとき
 - (3) 監事が請求したとき

第21条 総会の議決

総会における議決は、参加した正会員の過半数を持って決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。書面による事前表決、出席する正会員を代理人として表決を委任できる。

2. 議決事項は、開催通知にてあらかじめ示された事項とする。但し、参加した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

第22条 総会の議事録

議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2. 議事録には、出席した正会員のうち、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名捺印する。

第23条 役員会の構成

役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 会則に定める事項
 - (4) その他、この会の業務の遂行に関する事項員会の召集と開催
2. 役員会は代表役員が召集し、半数の出席で成立する。
 3. 役員会は以下のとき招集する。
 - (1) 代表役員が認めた場合
 - (2) 役員3分の1以上の要望があった場合
 - (3) 監事の業務に関する事項で 監事の要求があった場合
 4. 役員会の議長は、事務局長があたる。

第24条 役員会の議決

参加役員3分の2以上を持って決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第25条 役員会の議事録

議長は、役員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2. 議事録には、出席した役員のうち、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名捺印する。

第5章 事務局及び、委員会等

第26条 設置

第4条に定める事業を推進するために、役員会の議決により、委員会を置くことができる。委員長は、代表役員が役員及び正会員の中より選出し、役員会の承認を得て任命する。

2. 役員会の議決事項執行、本会運営及び事務を処理するための事務局を置く。

第27条 組織及び運営

委員会、事務局の組織及び運営に関し必要事項は、役員会の承認を経て代表役員が別に定める。

第6章 資産及び会計

第28条 資産の構成

本会の資産は次に上げる物を持って構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第29条 資産の管理

本会の資産は代表役員が管理し、その方法は役員会の議決による。

第30条 経費の支払

本会の経費は、資産より行う。

第31条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 会則の変更

第32条 会則の変更

本会則の変更は、総会に出席した正会員の過半数以上の賛成によりできる。

第8章 雑則

第33条 雑則

この会則の施行について必要な細則は、役員会がこれを定める。

附則

1 本会の年会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 (個人・団体) 3,000円
- (2) 賛助会員 (個人・団体) 1,000円/1口 (何口でも可)

2 会則の発効

この会則は2009年1月に発効する。

3 設立当初役員名簿

代 表 半田 きさ子

4 会則の改定

2010年6月 第1回総会で第1条、第2条、第7条、第8条、第10条以外を変更または追加した。

2012年6月 第3回総会で第12条第2項の副代表定員を2名に変更した。

2013年6月 第4回総会で第3条を変更した。

以上